

山形市公設地方卸売市場における「その他の取引ルール」について

改正卸売市場法（令和 2 年 6 月 21 日施行）では、法で義務付けられている遵守事項以外の取引ルール（地方卸売市場における受託拒否の禁止、第三者販売及び直荷引き等）については、取引参加者の意見を十分に聴いた上で、卸売市場ごとに定めることができるようになりました。

当市場では、取引参加者へアンケート調査を実施し、取引参加者で組織する検討会議及び山形市公設地方卸売市場取引委員会での協議結果等を踏まえ、下記のとおり「その他の取引ルール」を定めています。

区分	項目	改正条文	内容	定めた理由
1	せり人の届出 (卸売業者の業務の規制)	施行規則 第 17 条	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、卸売場において行う卸売のせり人の選定を行うときは、せりを行う上で必要な経験及び能力を有する者のうちから選定すること。 卸売業者は、上記の卸売のせり人を選定したときは、速やかに市長に届け出ること。 卸売業者は、せり人がせりを行う上で必要な能力を有しなくなったときは、速やかに市長に届け出ること。 	<p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場の取引秩序を保つため。
2	受託拒否の禁止	施行規則 第 35 条	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合には、正当な理由がある場合を除き、その引き受けを拒んではならない。 	<p>現行の規定を【維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公設卸売市場としての価格形成機能や出荷者保護を図るため。
3	第三者販売 (卸売業者の業務の規制)	施行規則 第 44 条	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、市場における青果物の卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、残品を生ずるおそれがある場合などはこの限りでない。 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、市長に報告しなければならない。 	<p>青果物については、現行の規定を【維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場の取引秩序を保つため。 <p>水産物については、現行の規定を【廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行規制を廃止しても市場の通常取引に影響がないため。

山形市公設地方卸売市場における「その他の取引ルール」について

区分	項目	改正条文	内容	定めた理由
4	自己買受の禁止 (卸売業者の業務の規制)	—	・卸売業者は卸売の相手方として物品を買い受けてはならないという、現行の規定を廃止。	現行の規定を【廃止】 ・現行規制を廃止しても市場の通常取引に影響がないため。
5	仲卸業者の受託販売 (仲卸業者の業務の規制)	施行規則 第48条	・仲卸業者は、市場内においては、青果物について販売の委託の引受けをしてはならない。	青果物については現行の規定を【維持】 ・市場の取引秩序を保つため。 水産物については、現行の規定を【廃止】 ・現行規制を廃止しても市場の通常取引に影響がないため。
6	直荷引き (仲卸業者の業務の規制)	施行規則 第48条	・仲卸業者は、市場内においては、青果物を卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、卸売業者から買い入れることが困難な場合はこの限りでない。 ・仲卸業者は、卸売業者以外の者から買い入れて販売を行った場合は、市長に報告しなければならない。	青果物については現行の規定を【維持】 ・市場の取引秩序を保つため。 水産物については、現行の規定を【廃止】 ・現行規制を廃止しても市場の通常取引に影響がないため。